

平成24年度当初予算編成について

H23.10.17

総務部

総合企画部

1 初予算編成の前提となる財政状況

○本県財政の状況

- ・平成22年度から平成24年度までの「岐阜県行財政改革アクションプラン」に基づく取組みを推進しているところ。
- ・平成24年度の予算編成においては、最終年度となるアクションプランの取組みを着実に推進し、構造的な財源不足の解消を図るとともに、アクションプラン終了後の25年度以降を見据えながら予算編成を行う必要がある。
- ・また、県税収入や地方交付税など主要な財源の見通しが困難な中で、東日本大震災に伴う財政需要や円高の進行による経済情勢の変化へ対処しなければならない。
- ・さらに、平成23年度をもって活用期限を迎える国補正予算で設けられた基金を活用した事業の取扱いや、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会開催に必要な予算の確保も併せて検討しなければならない。
- ・他にも、毎年多額の自然増が見込まれる社会保障関係経費や社会保障と税の一体改革の影響も注視していく必要があるなど、多くの課題を抱えている。
- ・本県は、公債費が減少傾向に転じ、身の丈に応じた持続可能な財政運営への道筋がようやく見え始めたところではあるが、いまだ道半ばであり、起債許可団体となっているところ。

○国の予算編成状況

- ・総務省より先に示された「平成24年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保するとされ、その中で、地方交付税についても、地方の安定的な財政運営に必要となる財源として平成23年度とほぼ同額の確保が目指されているところである。
- ・また、震災からの復旧・復興にあたっては、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常の歳入歳出とは別枠で整理し、国費による措置を大幅に拡充した上で、地方財源を確実に確保することとされている。
- ・しかしながら、これら地方税財政に係る具体的な政策内容については現時点では明らかになっておらず、今後その動向を十分注視していく必要がある。

○今後の行財政運営の方針

- ・実質公債費比率が19%超という厳しい財政状況を踏まえると、フォローアップの取り組みを行っているアクションプランについては、引き続き着実に実施することによって、平成25年度当初予算での構造的な財源不足の解消を目指していくものである。
- ・一方、県民生活の安全・安心に関連した政策、あるいは緊急に必要な政策については、厳しい財政制約のなかでも適宜適切に対応していかなければならない。
- ・経済・雇用情勢や国の地方主権改革などの地方を取り巻く環境は不透明ではあるものの、新たな政策課題にも十分目配りをしながら、持続可能な財政運営の確立に向けて着実に行財政改革を進めていく必要がある。

2 初期予算編成の考え方

(1) 基本的な取組方針（予算要求の考え方）

○行財政改革アクションプランの着実な推進

*アクションプランの考え方、フォローアップの実施状況を踏まえた予算要求を行うこと。

○財政的な制約があるなかでも、新たな政策課題に的確に対応

*社会保障関係経費や個別調整経費などを除いて、原則、別途、各部局毎に示す平成23年度当初予算と同額ベースの一般財源総額の範囲で予算要求すること。
*なお、新たな政策課題に対応するものについては、前述の一般財源総額を超えて要求できるものとする。

※なお、国において進められる地方行政に関する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算編成に反映。

(2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

①「予算要求の考え方」の遵守

・歳出予算の性格に応じて、下記に基づき所要額を要求すること。具体的には、別紙の「予算要求の考え方」を参照のこと。

(1) アクションプラン対象事業

・アクションプランの考え方、フォローアップの実施状況に沿って要求
*個別調整経費（公共枠、県単枠、森林整備枠、学校建設、単独交通安全、私学振興、スポーツ振興）については、別途調整。
*「公の施設等・外郭団体」「情報システム」「国体」「社会保障関係経費」「非裁量経費」「投資的事業」はそれぞれ所要額を要求。
*これ以外の事業については、別途、各部局毎に提示する一般財源総額（平成23年度当初予算と同額ベース）の範囲で要求。

(2) アクションプラン対象外事業

・「人件費」「公債費」「税交付金等」「特会繰出金」「非裁量経費」を除いて、別途、各部局毎に提示する一般財源総額（平成23年度当初予算と同額ベース）の範囲で要求。

②スクラップアンドビルドの徹底

- ・①で提示することとしている配分された一般財源総額予算の範囲で要求する事業について、固定化を防止するため、各部局等において、③で示す新たな政策課題を意識したスクラップアンドビルドを徹底
- ・上記取組を推進するため、スクラップする事業に係る県費の10%を上乗せして要求することができる仕組を導入
- ・一般財源総額を遵守している場合でも、総務部において内容を再度精査した上で、メリハリのある予算を編成

③新規・拡充事業について

- ・新規事業あるいは拡充事業については、原則、①で示している各部局毎の一般財源総額を活用し要求することとするが、新たな政策課題に対応するものについては、前述の一般財源総額を超えて要求できるものとする。
- ・上記の新たな政策課題に対応する事業については、テーマを設定する。
(例) ○『ぎふ清流国体・ぎふ清流大会』を切り口にした地域づくり
○東日本大震災を踏まえた緊急対策
○円高への対応としての雇用対策など
※あくまで例示であり、各部局等から提出する際は、国補正基金終了後も引き続き実施しなければならない事業も含め、独自にテーマ設定が可能
※原則ソフト事業を対象（1千万円未満のハード事業含む）
- ・設定されたテーマに基づき、各部局等より提出された事業について、総務部、総合企画部で内容を精査し、新たな政策課題に対応するための新規・拡充事業として認められた場合に、各部局等から予算要求を行う。
*事業の選定プロセス等の詳細は別途周知する。
*国補正基金を活用できるものについては、その優先活用を検討すること。
- ・平成23年度に新たな政策課題に対応する事業として措置した事業は、前年同額ベースを維持したうえで、提示する一般財源総額に加算

④周期事業の取扱い

- ・下記事業については、必要最小限での要求を可能とする。（平成23年度当初予算と比較し増加する一般財源について、各部での財源捻出不要）
*知事選挙執行経費、木曽三川連合水防演習事業費

⑤基金事業の取扱い

- ・基金を繰り入れて実施する事業については、各部の活用計画により要求。（各部に提示する一般財源総額には含まれない。）
- ・また、「ふるさとぎふ再生基金」事業については、総合企画部との調整を経た後、要求するものとする。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長などの見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

⑥国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国庫補助事業については、財源的には有利といえども、1/2程度の県費が伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで、受け入れを行うこと。また、国庫10/10事業であっても、人的負担が伴うことを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。

⑦過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒しして対応したもののについては、原則、予算要求を差し控えること。

⑧「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の執行は控えるとともに、特に年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。こうした取り組みによる経費縮減額については、平成24年度以降の財源対策として活用すること。

⑨特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

⑩債務負担行為の適正な運用

- ・将来の財政運営を圧迫する要因となることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を実施すること。

3 その他

(1) 平成23年度3月補正予算との同時上程

- ・県議会審議の充実を図るとともに、執行見込を踏まえた当初予算への適正な予算計上による財源の有効活用を実現すること。

(2) 予算編成過程の公開について

- ・予算編成の透明度を一層高めるため、平成23年度当初予算より予算編成過程の状況について公開しており、その中で、各事業毎にこれまでの取組状況や成果について公開することとしているので、所管課においては今一度、事業の目的や求める効果などを十分整理のうえ、予算要求を行うこと。

平成24年度当初予算要求の考え方について

別紙

H23の事業区分

H24要求の考え方

アクションプラン対象

① 個別調整経費	公共枠、県単枠 森林整備枠 学校建設 単独交通安全 私学振興 スポーツ振興			
		別途、調整		
② 公の施設等・外郭団体		アクションプランに沿って所要額を要求 ※原則、H23当初予算額以内		
③ 情報システム		アクションプランに沿って所要額を要求		
④ 国体		全体事業費計画のなかで調整		
上記以外の事業	⑤ 社会保障関係経費 非裁量経費	アクションプランに沿って、積算ルールに基づき所要額を要求		
	⑥ 投資的事業	所要額を要求 ※1件毎に審査		
	⑦ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局に示すH23当初予算と同額ベースの一般財源の範囲で、各部の裁量で個々の事業へ配分 ・予算の固定化防止のため、各部局における新たな政策課題を意識したスクラップアンドビルトを徹底 ・上記取組を推進するため、スクラップする事業に係る県費の10%を上乗せして要求することができる仕組を導入 ・提示する一般財源総額を遵守している場合でも、総務部において内容を再度精査し、メリハリのある予算を編成。 		
⑧ 下記の事業を除く事業		平成23年度に新たな政策課題に対応する事業として措置した事業は、前年同額ベースを維持したうえで、提示する一般財源総額に加算		
A 新たな政策課題		個別に積み上げ要求		
対象外	⑨ 人件費 公債費 税交付金等 特会繰出金 非裁量経費			